

ユズ果実の輸出に向けた防除薬剤の検討



写真 ユズ試験圃場
(2013年度 果樹試験場)

ユズは全国シェア50%以上を占める高知県の特産果実です。近年ではこの強みを活かして、国内初のユズ果実の輸出に官民協働で取り組んでいます。

農産物の海外輸出に際しては、日本と相手国で使用可能な農薬や残留基準値が異なるため、国内の使用基準を満たしていても、輸出できない場合や、相手国で基準値超過が確認され、輸出停止となる場合があります。

そこで、ユズ果実の輸出を成功させ、今後の販路拡大につなげるため、相手国の実情に合わせた農薬使用基準の確立を目標に、使用できる農薬の種類や使用時期の検討を行っています。

表 輸出用ユズ果実の農薬残留分析結果
(2012年度)

| 農薬成分 (主な商品名) | EU 残留基準値 (ppm) | 県産ユズ果実の 残留濃度 (ppm) |
|------------------------|-------------------|-----------------------|
| アセタミプリド (モスピラン) | 1 | < 0.01 |
| イミダクロプリド (アドマイヤー) | 1 | < 0.01 |
| クレソキシムメチル (ストロビー) | 0.05 * | < 0.01 |
| クロチアニジン (ダントツ) | 0.1 | < 0.01 |
| ジチオカーバメート (ジマンダイセン) | 5 | < 0.5 |
| チアメトキサム (アクタラ) | 0.2 | < 0.01 |
| フェンプロパトリン (ロディー) | 2 | 0.2 |
| フルアジナム (フロンサイド) | 0.05 * | < 0.01 |
| ミルベメクチン (コロマイト) | 0.05 * | < 0.02 |

*) EU 基準値未設定 (一律基準値 0.05ppm が適用される)

昨年度は、センターで開発した農薬残留推定手法を用いて、国内向けユズの栽培で使用されている主な農薬の中から、相手国であるフランスでも使用可能な農薬の選定を行いました。また、これらを使用して栽培された輸出用果実の残留分析を実施し、EUの残留基準値以下であることを確認することで、フランスへ輸出されるユズ果実の安全性を証明することができました (表)。

今後は、今回分析した薬剤だけでは防除の難しい病虫害に対して使用可能な農薬の探索と、より効率的に農薬残留分析を行う方法について検討していく予定です。

(農薬管理担当 佐藤敦彦 088-863-4915)